

第2期

子ども・子育て支援事業計画（素案）

令和2年度～令和6年度

令和2年1月20日

あわら市

目 次

第1章 計画策定の趣旨、計画期間及び推進体制	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画期間	4
4 計画策定のための調査と体制	4
5 計画の推進と点検・評価	5
第2章 あわら市の現状	6
1 人口と世帯の状況	6
2 子どもを取り巻く家庭の状況	8
3 保護者の就労状況	10
4 教育・保育の状況	13
5 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価	19
第3章 計画の基本的な考え方	20
1 基本理念	20
2 基本目標	21
3 施策の体系・方向性	23
4 教育・保育提供区域の設定	24
4章 子ども・子育て支援施策の展開	25
基本目標Ⅰ 子育て相談体制の充実	25
基本目標Ⅱ 子育てしやすい地域環境づくり	26
基本目標Ⅲ 心身の健やかな成長を応援する体制づくり	25
基本目標Ⅳ 子どもが健やかに育つ環境づくり	26
基本目標Ⅴ 支援が必要な子どもと家庭への支援	27
基本目標Ⅵ 子育てと仕事の両立支援	27
第5章 量の見込みと確保の内容	28
1 教育・保育事業の提供	28
2 地域子ども・子育て支援事業の提供	29

第 1 章

計画策定の趣旨、計画期間及び推進体制

1 計画策定の趣旨

本市では、これまで国の少子化対策と連動させながら、保育サービスの拡充や子どもに関わる相談体制の充実、子育て世帯の経済的支援の強化などについて必要な見直しを行い、子ども・子育て支援の向上に向けた施策を推進してきました。

具体的には、第3子以降の保育料の無料化、休日保育の実施、保育施設や子育て支援センターでの保育カウンセラー相談事業、子ども医療費助成における受給対象者の中学3年生までの拡大と窓口無料化などの施策となります。

一人一人の子どもが健やかに成長することのできる社会の実現を目指して平成27年4月からスタートした子ども・子育て支援新制度では「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されることが求められています。併せて、良質かつ適切な内容及び水準の子育て支援策を展開することが重要となっています。

様々な事情により社会的な支援の必要な子どもやその家族を含め、すべての子どもに対し、身近な地域において法に基づく給付やその他の支援を講じるとともに、関連する諸制度との連携を図り、必要な場合には、これらの子どもに対する適切な保護及び援助の措置を講じることにより、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障する必要があります。

近年、本市においても少子化の進行や世帯規模の縮小、女性の社会進出による保育ニーズの変化など、子どもと子育てを取り巻く環境は大きく変わってきています。

こうした状況を踏まえ、すべての子どもの健やかな育ちと保護者による子育てを地域社会全体で支えていく環境の整備を図るため、この計画を策定します。

※ 近年の国の少子化対策

平成 24 年に制定された「社会保障・税一体改革大綱」により、子どもを生き育てやすい社会を目指して「子ども・子育て支援新制度の創設」が決定され、「子ども・子育て関連 3 法」の下に、子ども・子育て支援新制度の構築に向けた準備が始まりました。

3 法の一つである「子ども・子育て支援法」では「我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」ことを目的に謳い、社会保障と税の一体改革によって、子ども・子育て支援新制度が平成 27 年 4 月 1 日から本格的にスタートしました。

平成 28 年には、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」について、おおむね令和 2 年度末までに全国展開を目指していくこととしました。

母親自身からの相談を待つだけでなく、支援を要する妊婦や児童に積極的にアプローチすることが必要であり、その前提として、妊婦等を把握しやすい機関等からの連絡を受けて、市町村がその状況を把握し、妊娠期からの必要な支援につなぐことが重要です。

このため、妊婦等に日ごろから接する機会の多い、医療機関、児童福祉施設、学校等が、支援を要する妊婦や児童を把握した場合には、その情報を市町村に提供するように努めることとしています。

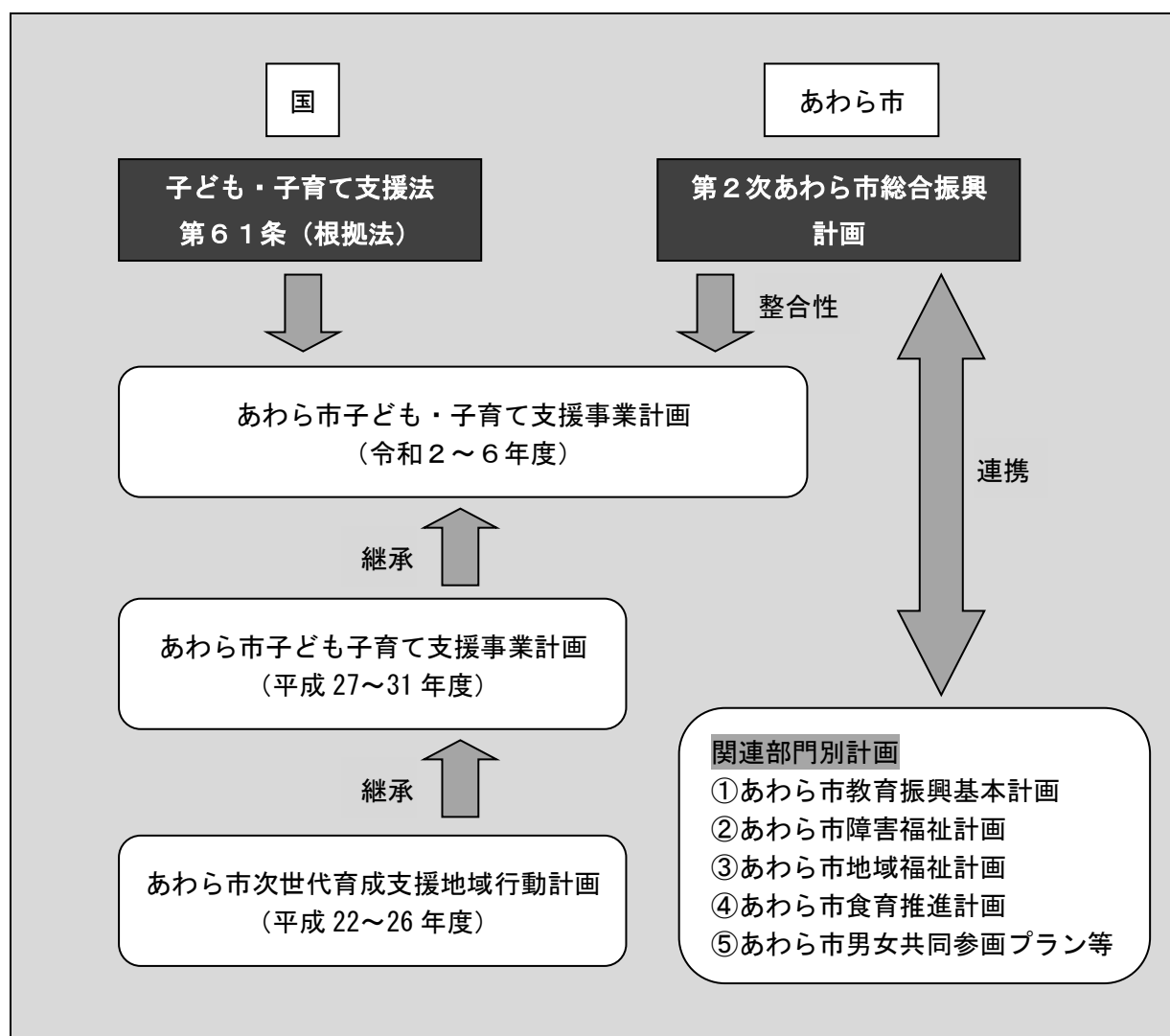
2 計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項及び「次世代育成対策推進法」第8条に基づく計画として、国の定めた基本指針に則って策定するものです。

今後、子ども・子育てのための支援を総合的・一体的に推進するための計画として位置付けます。

また、この計画は、『第2次あわら市総合振興計画』との整合性を保ちながら「教育基本法」に基づく『あわら市教育振興基本計画』をはじめとして、『あわら市障害福祉計画』や『あわら市食育推進計画』など、関連する本市の部門別計画との連携を図るものです。

計画の位置付け



3 計画期間

本計画は、令和2年（2020年）度を初年度とし、令和6年（2024年）度を目標年次とする5年間の計画です。

計 画 期 間									
平成 27	28	29	30	31 令和元	令和 2	3	4	5	6 年度
第1期あわら市子ども・子育て支援事業計画					第2期あわら市子ども・子育て支援事業計画				

4 計画策定のための調査と計画策定体制

(1) ニーズ調査の実施と現行計画の評価

市では児童をもつ保護者の子育てニーズを把握するため、平成30年度末に「子ども・子育て支援事業に関する第2期ニーズ調査」を未就学児及び小学生をもつ全世帯を対象に実施し、このニーズ調査の結果から、教育や保育に関する計画期間5カ年の需要を想定しています。

また、平成31年度が実施最終年である『第1期あわら市子ども・子育て支援事業計画』の進捗状況の評価を行い、本計画の策定に反映させています。

(2) あわら市子ども・子育て会議の設置

本計画は第1期計画と同様に、あわら市子ども・子育て会議において、学識経験者、児童の保護者、保育・教育関係者、児童福祉分野団体の代表者などを委員として議論を行ってきました。各方面関係者の参画によって、より実効性の高い計画策定を目指しました。

5 計画の推進と点検・評価

(1) 計画推進のための視点

本計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援のための施策実施に係る児童福祉や幼児教育などの市の関係各課が密に連携し、市民にとって分かりやすい実施体制をとると同時に、子育て家庭はもとより、教育・保育で日々子どもたちと接する事業者や子育て環境を支える地域の人々などが、それぞれの主体的役割を理解し、連携・協働して取り組むことを基本姿勢としています。

(2) 点検・評価と達成状況の報告

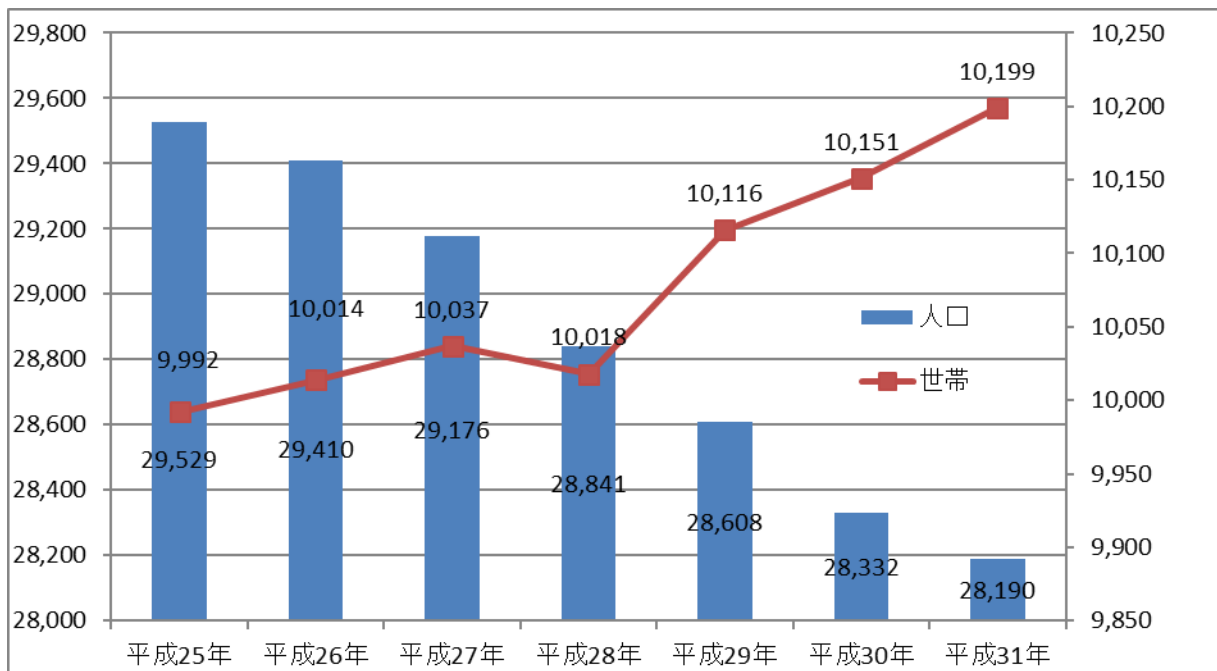
計画期間の5カ年の間、毎年本計画に記載した施設の確保や施策の実施状況など、子ども・子育て支援事業の達成状況を「子ども・子育て会議」等において点検・評価する機会を設け、【Plan（計画）－Do（実施・実行）－Check（検証・評価）－Action（改善）】のPDCAサイクルを活用し、実効性のある取り組みの推進を図ります。

第2章 あわら市の現状

1 人口と世帯の状況

平成31年4月1日現在の人口は28,190人で、世帯数は10,199世帯です。平成25年と比較すると、人口では1,339人、4.5%の減少、世帯数では207世帯、0.2%の増加となっており、人口が減少するとともに、世帯の少人数化が進んでいます。自然増減、社会増減ともに徐々に減少傾向にあります。

(1) 人口と世帯



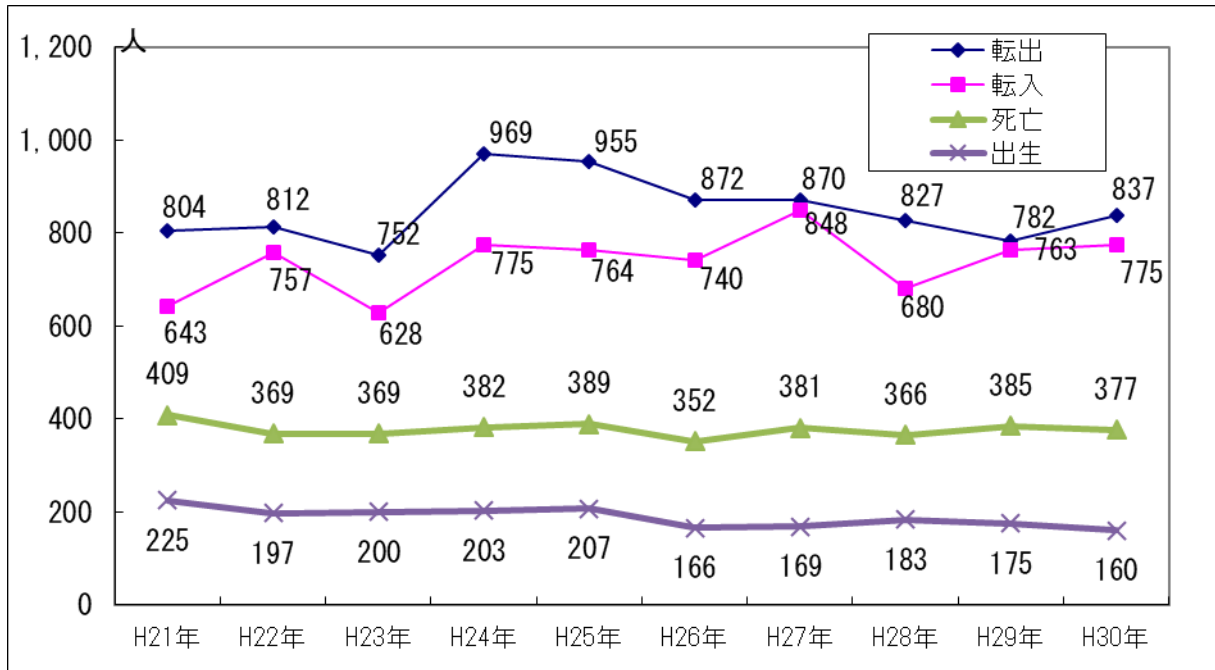
住民基本台帳より

(2) 人口動態

	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	人口増減
平成20年	203	359	△ 156	759	834	△ 75	△ 231
平成21年	225	409	△ 184	643	804	△ 161	△ 345
平成22年	197	369	△ 172	757	812	△ 55	△ 227
平成23年	200	369	△ 169	628	752	△ 124	△ 293
平成24年	203	382	△ 179	775	969	△ 194	△ 373
平成25年	207	389	△ 182	764	955	△ 191	△ 373
平成26年	166	352	△ 186	740	872	△ 132	△ 318
平成27年	169	381	△ 212	848	870	△ 22	△ 234
平成28年	178	366	△ 188	680	827	△ 147	△ 335
平成29年	175	385	△ 210	763	782	△ 19	△ 229
平成30年	160	377	△ 217	775	837	△ 62	△ 279

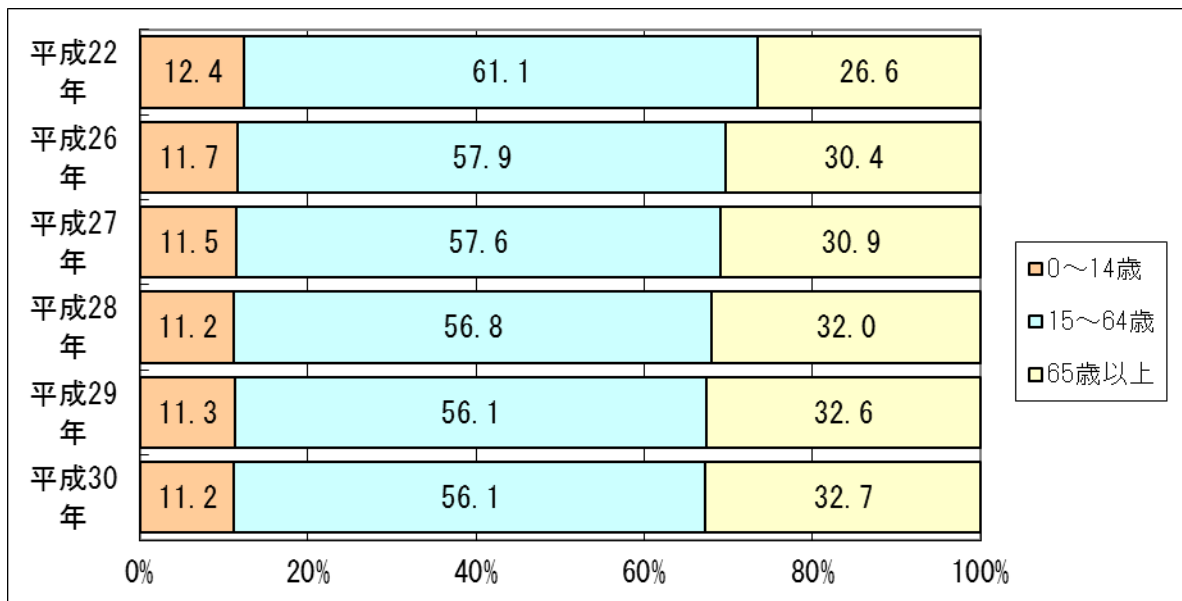
住民基本台帳より

人口動態（転入・転出）



住民基本台帳より

(3) 年齢別人口構成

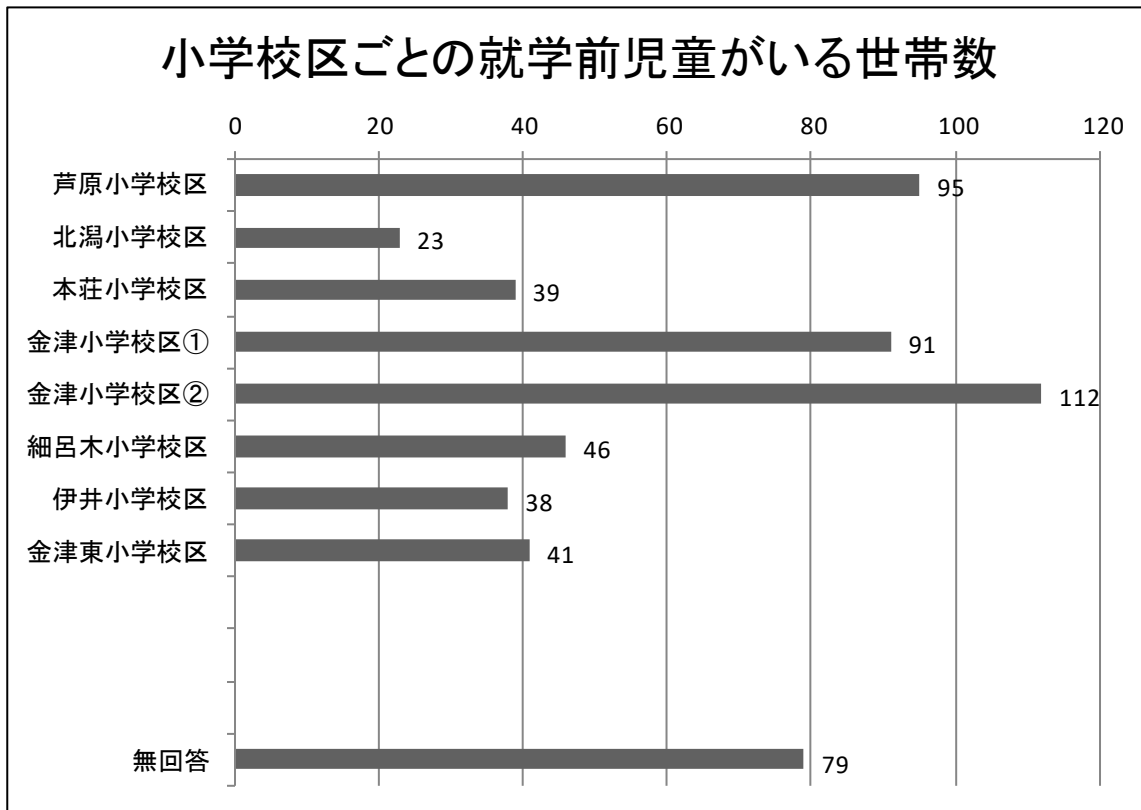


住民基本台帳より

2 子どもを取り巻く家庭の状況

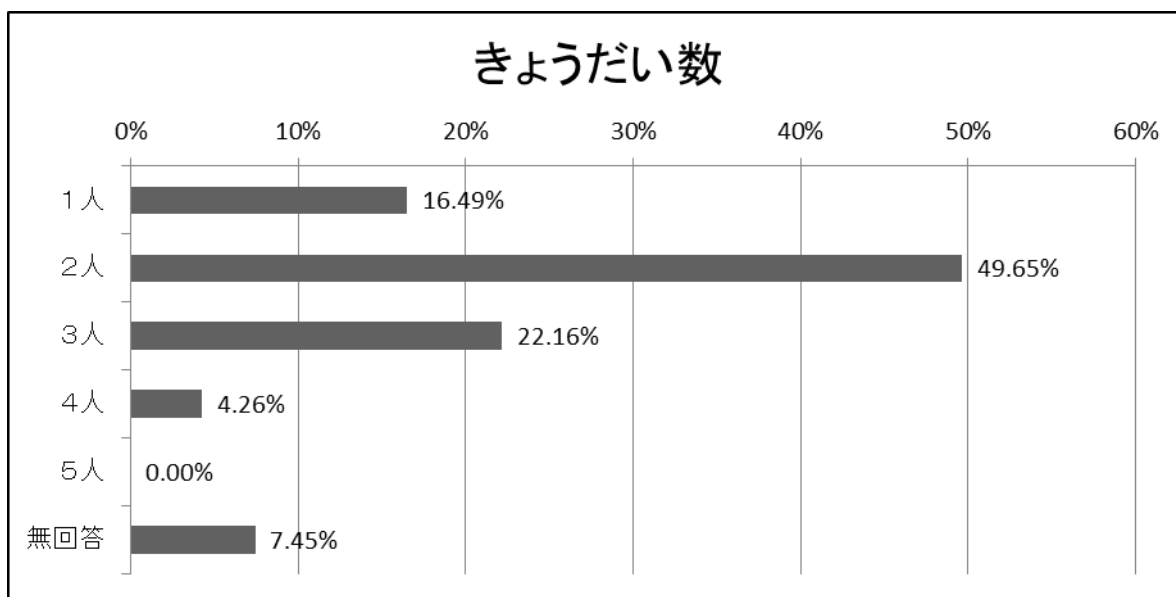
一人っ子が16%、2人っ子50%、3人っ子以上26%となっており、きょうだい数は少ない傾向にありながら、第1期時より2人っ子が3ポイント、3人っ子以上が5ポイント増えて、7割以上が2人っ子となっています。子育てを主に行っているのは、父母ともに61%

で4ポイントの増、母親が37%で2ポイントの減となっており、父母が協力して子どもを育てる傾向となっています。

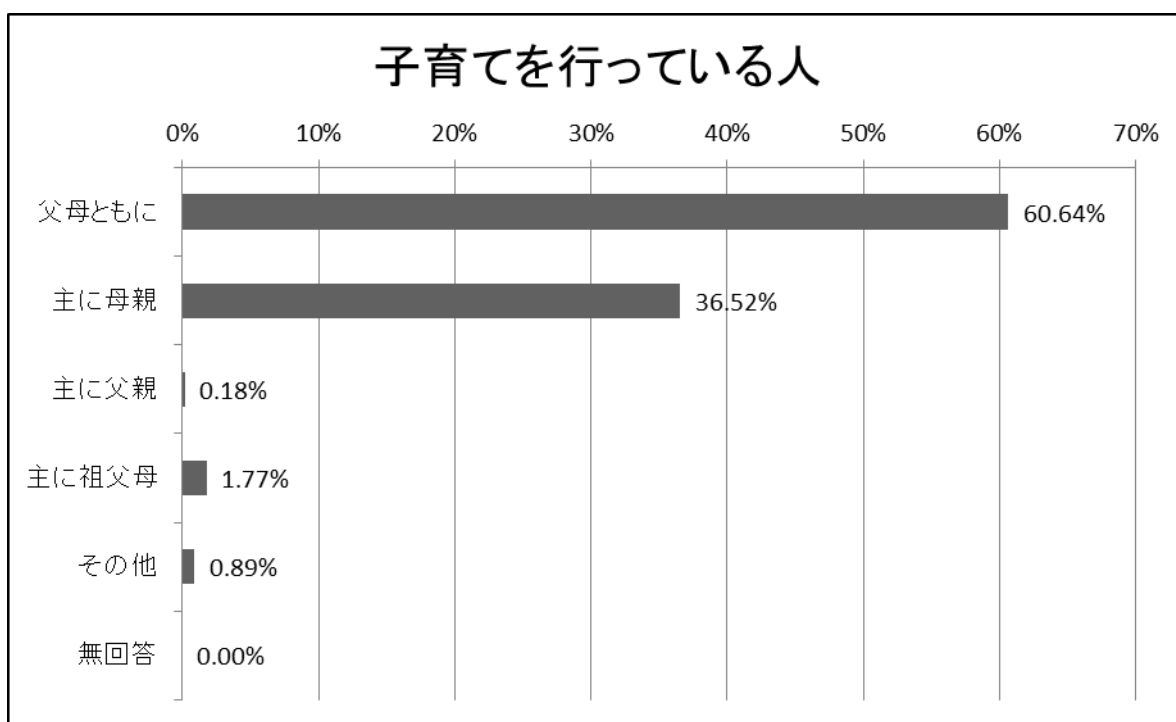


ニーズ調査より

地区	住所(行政区)
1. 芦原小学校区	舟津温泉、二面温泉、田中温泉、東温泉、西温泉、舟津、二面、牛山、松影、国影、新成、井江葎、横垣、宮王、重義、番田、田中々、堀江十楽、布目
2. 北潟小学校区	北潟東、北潟西、赤尾、富津、波松、城、城新田、番堂野、十三
3. 本荘小学校区	轟木、新田、東善寺、谷島、上番、根上り、仏徳寺、翠明、光明、御鷹、中番、下番、玉木河間、河水苑、宮前公文、北本堂、角屋、中浜
4. 金津小学校区①	新、古、東、六日、新用、馬場、榛ノ木原、北稲越
5. 金津小学校区②	旭、新富、天王、水口、十日、脇出、上八日、八日、下八日、坂ノ下、稲荷山、千東、春日、中央、向ヶ丘、若葉台、桜ヶ丘、山室、高塚、清王、山十楽、嫁威、日の出
6. 細呂木小学校区	滝、青ノ木、宮谷、山西方寺、柿原、坂口、蓮ヶ浦、細呂木、橋屋、樋山、指中、沢、細呂木駅前、吉崎、浜坂
7. 伊井小学校区	伊井、古屋石塚、桑原、清間、矢地、菅野、南稲越、河原井手、池口
8. 金津東小学校区	中川、東田中、瓜生、南疋田、北疋田、次郎丸、御簾尾、北野、北、前谷、笹岡、熊坂、下金屋、畝市野々、牛ノ谷、上野、名泉郷、東山、後山、清滝、鎌谷、桐、権世、権世市野々



ニーズ調査より



ニーズ調査より

3 保護者の就労状況

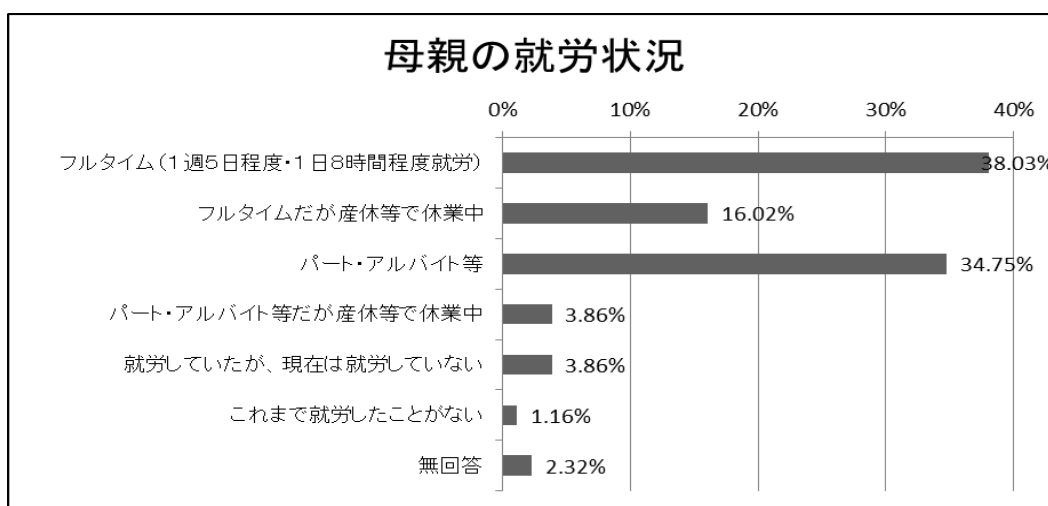
93%の母親が何らかの形で就労しており、第1期時の80%と比べ13ポイントの増であり、このうち2割が産休育休等で休業中です。フルタイムで就労している父親は、87%で、第1期時の95%から8ポイントの減となっています。

就労している母親は8時に家を出る人が多く、父親では7時に家を出る人が多くな

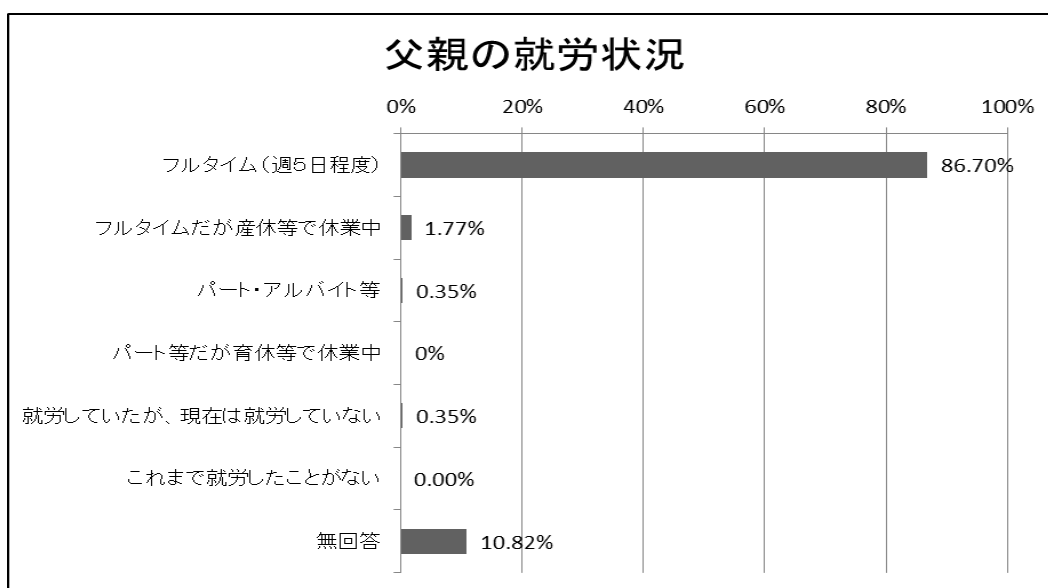
っています。

母親の帰宅時間は18時が多く、75%の母親が19時までに帰宅しますが、21時以降に帰宅する母親も存在します。

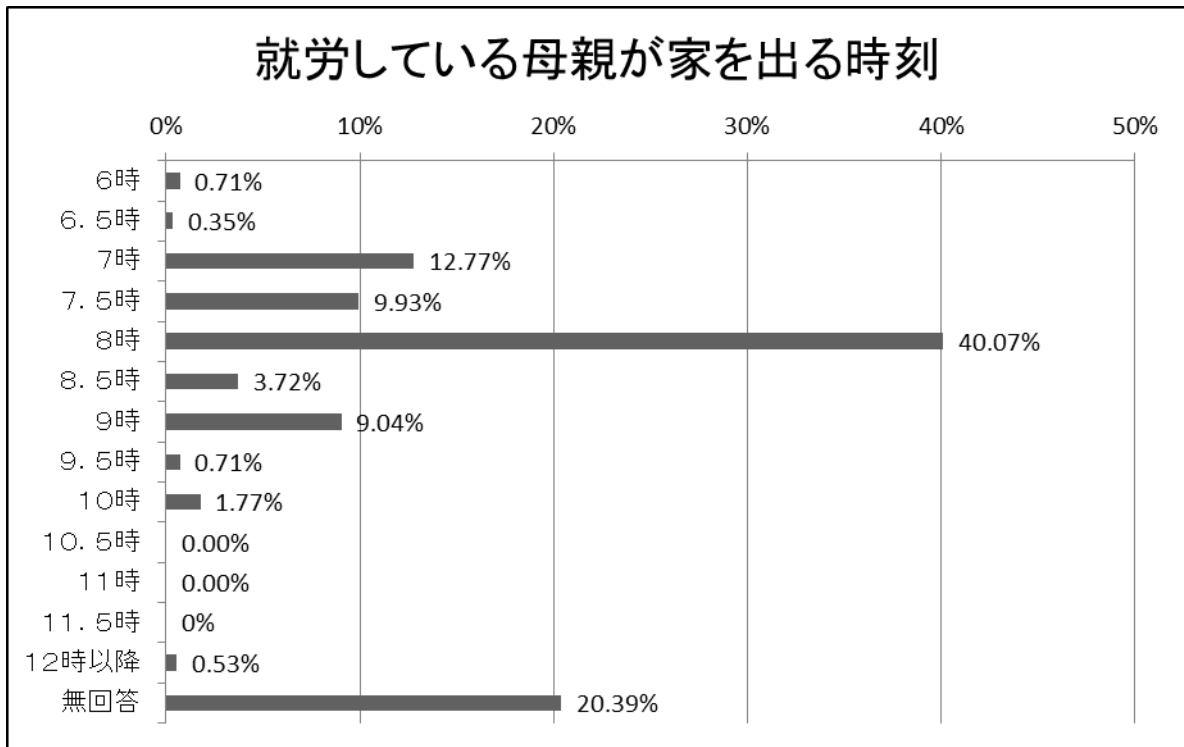
父親については18時、19時が一番多く、20時と続いています。交代勤務や残業時間が増加しているほか、非正規雇用者も増加しています。



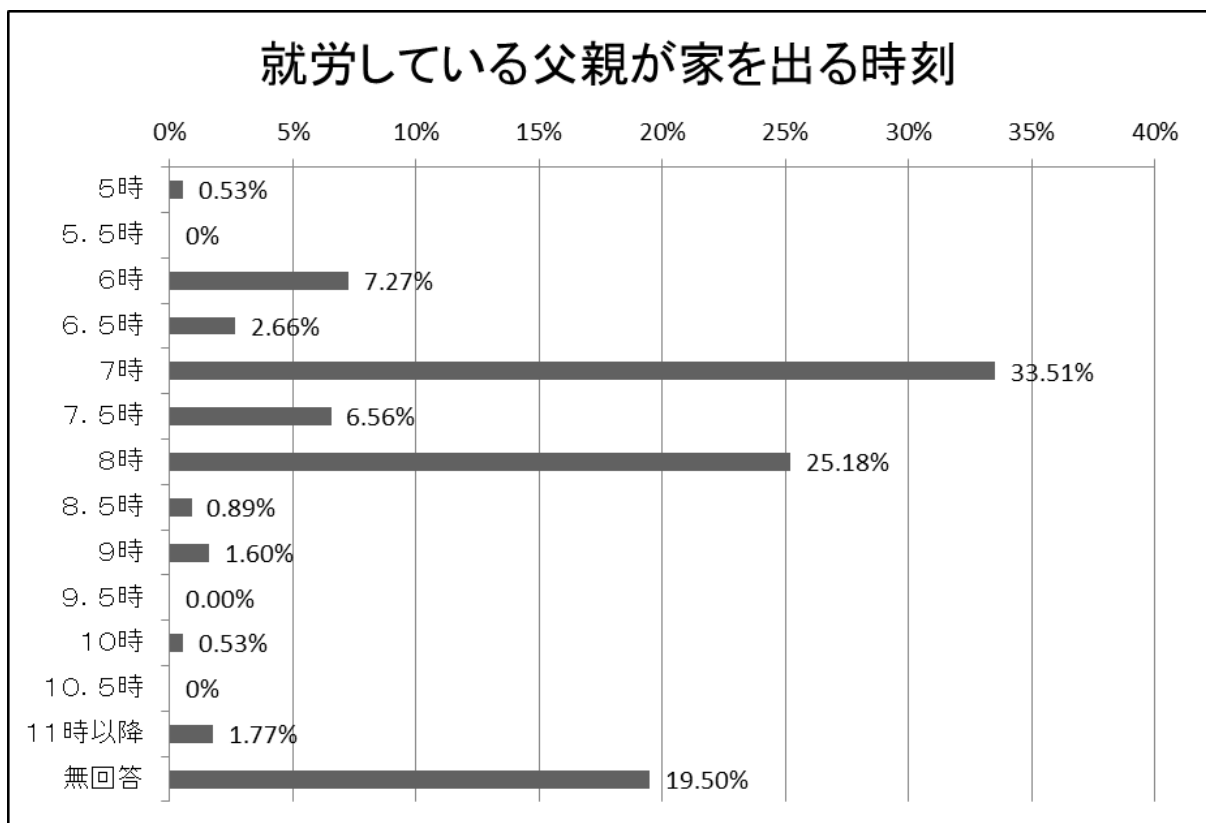
ニーズ調査より



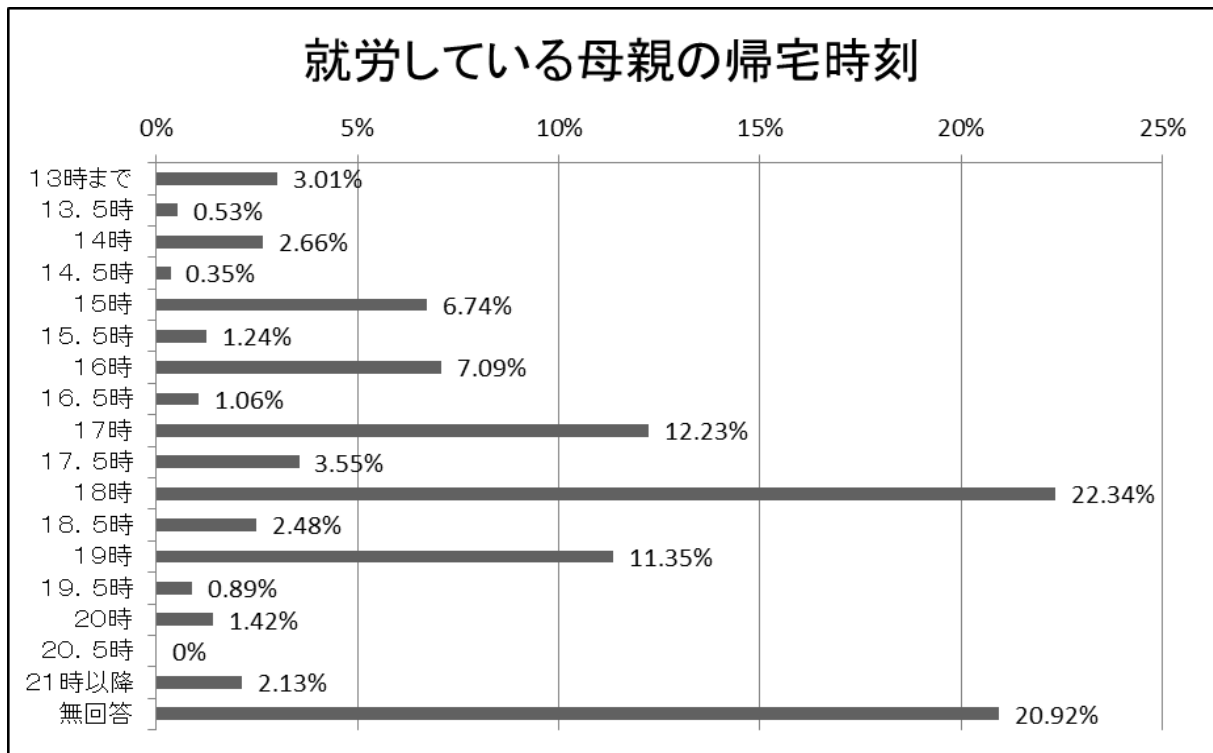
ニーズ調査より



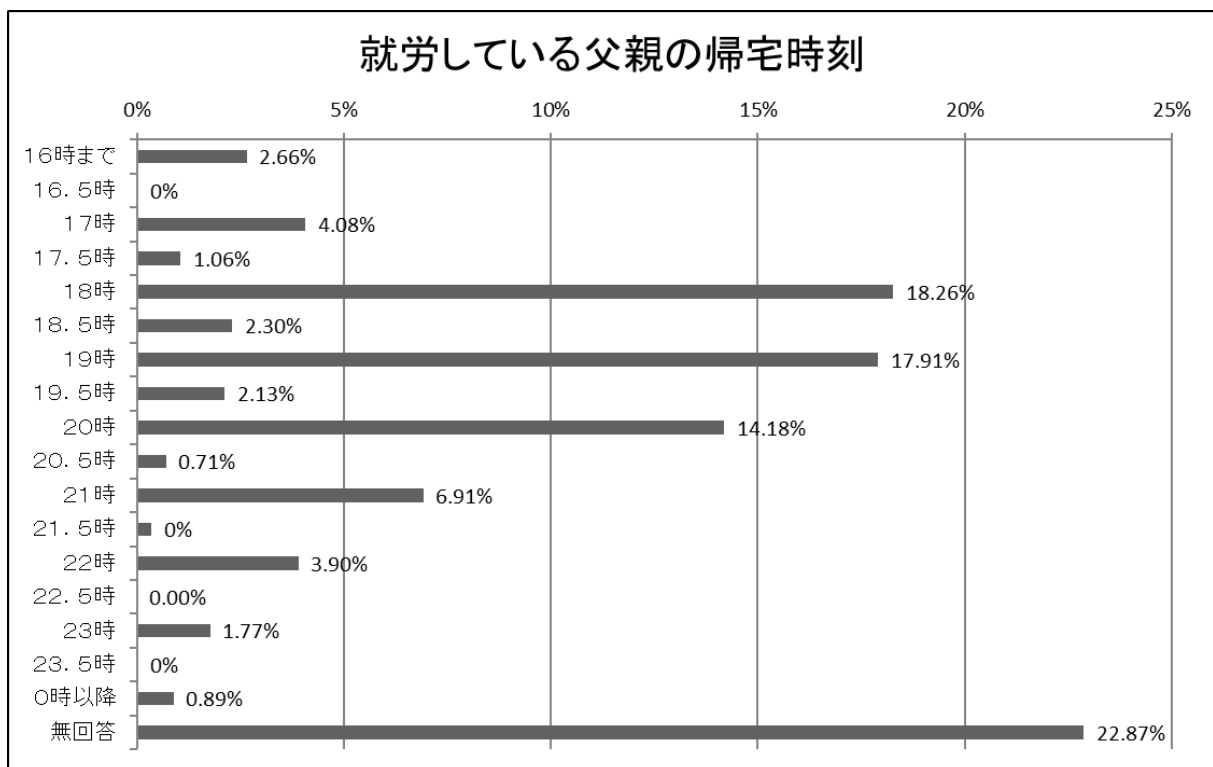
ニーズ調査より



ニーズ調査より



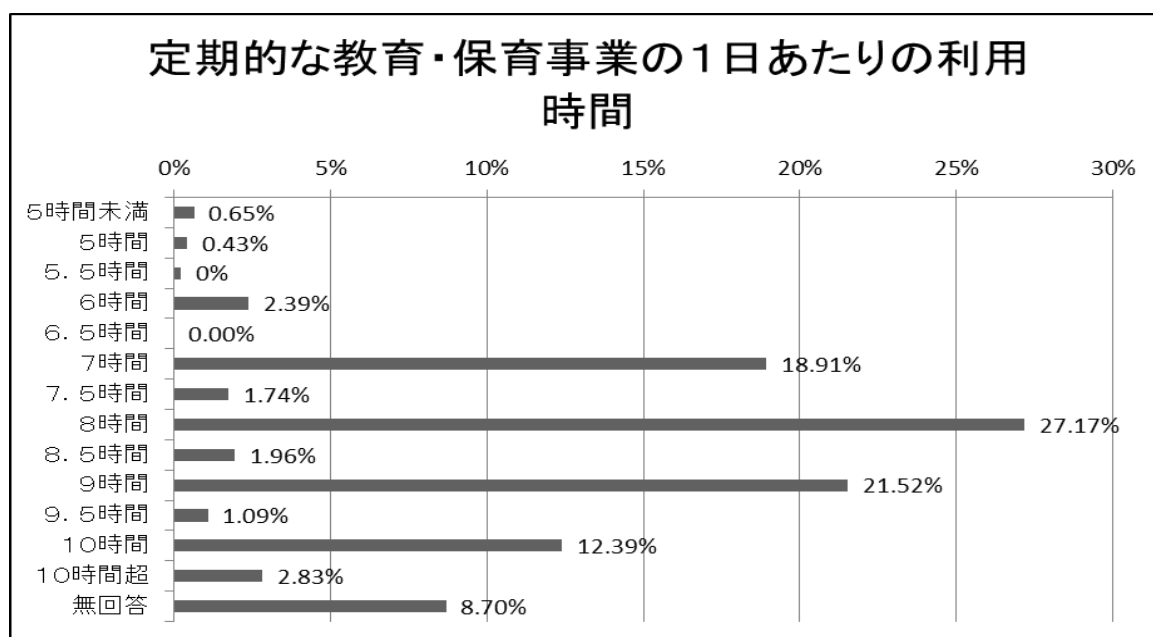
ニーズ調査より



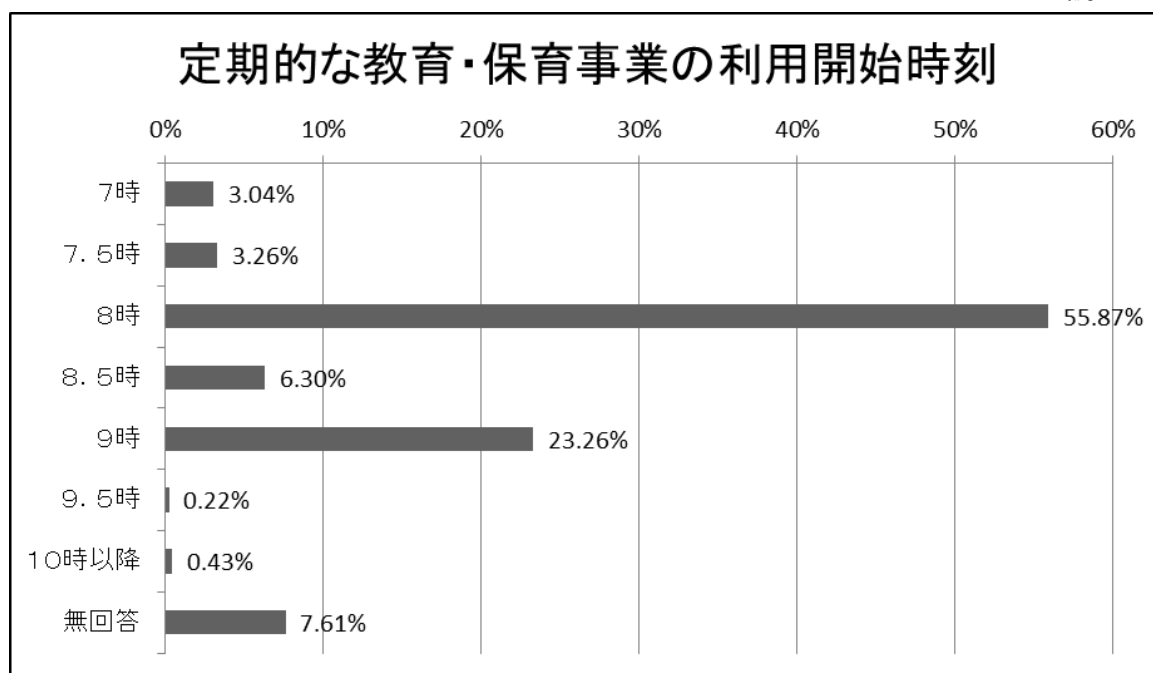
ニーズ調査より

4 教育・保育の状況

教育・保育事業の利用時間や開始・終了時間については、親の就労時間や家を出る時間、帰宅時間に比例しています。また、子どもが小さい間はこども園に預けず、家庭で子育てしたいと思っている人が4割います。家庭でみたい年齢については、第1期では3歳までと答えた人が最も多かったが、今回は1歳までと答えた人が最も多くなっています。こども園の入園の低年齢化が進んでいるほか、長時間の保育を求める保護者が増えています。

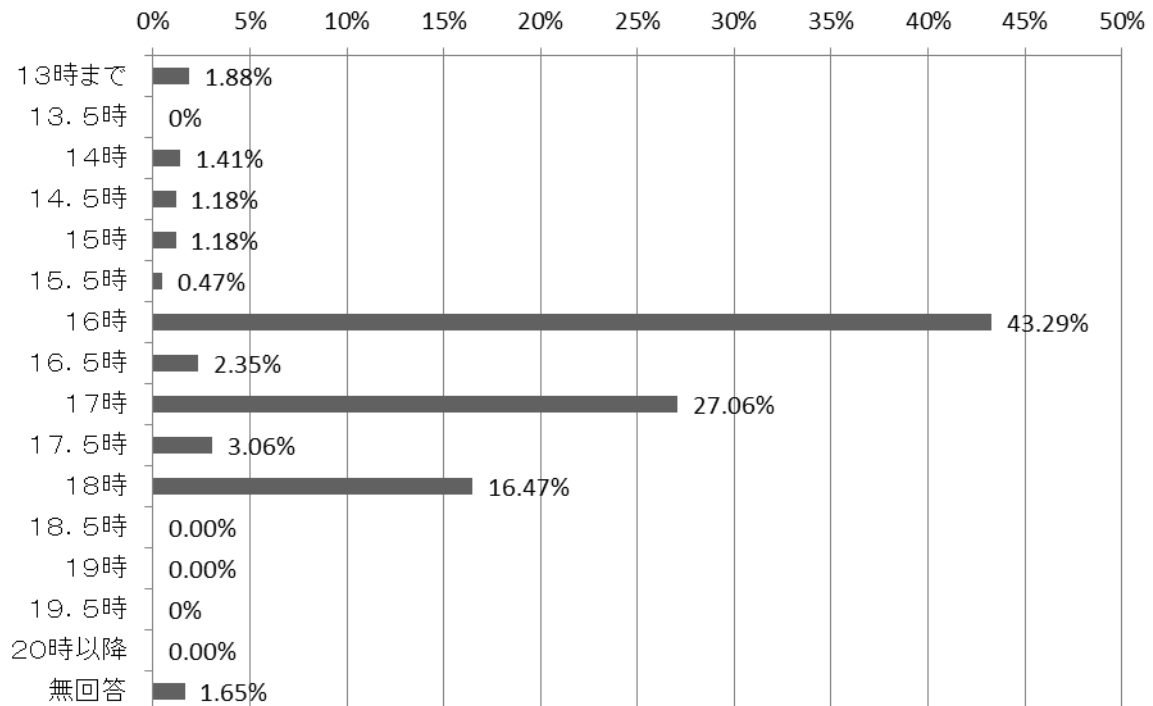


ニーズ調査より



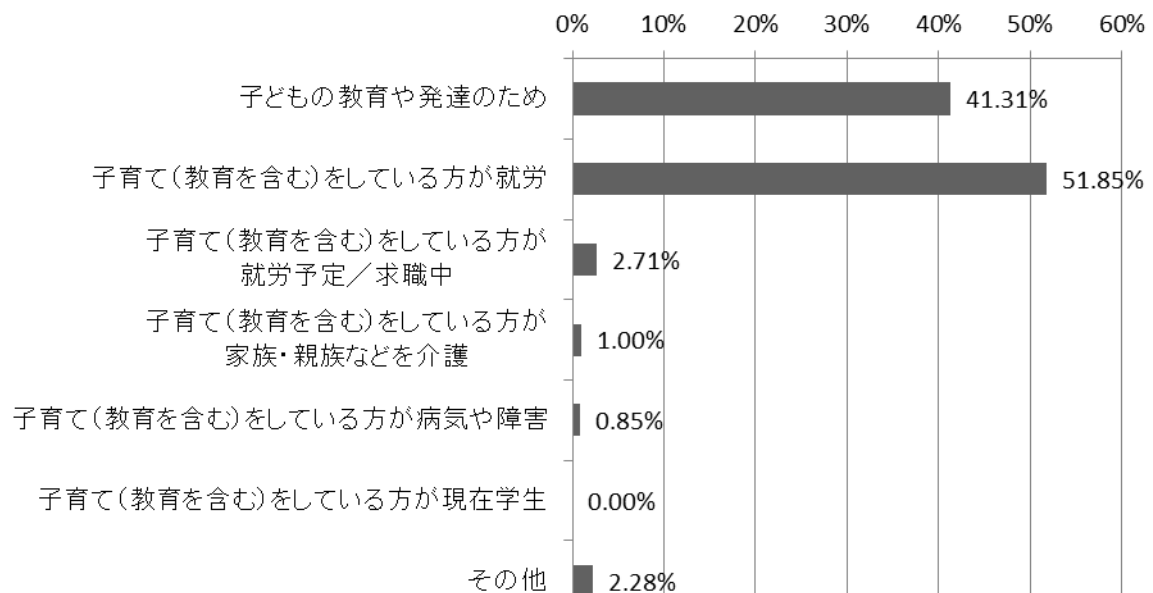
ニーズ調査より

定期的な教育・保育事業の利用終了時刻



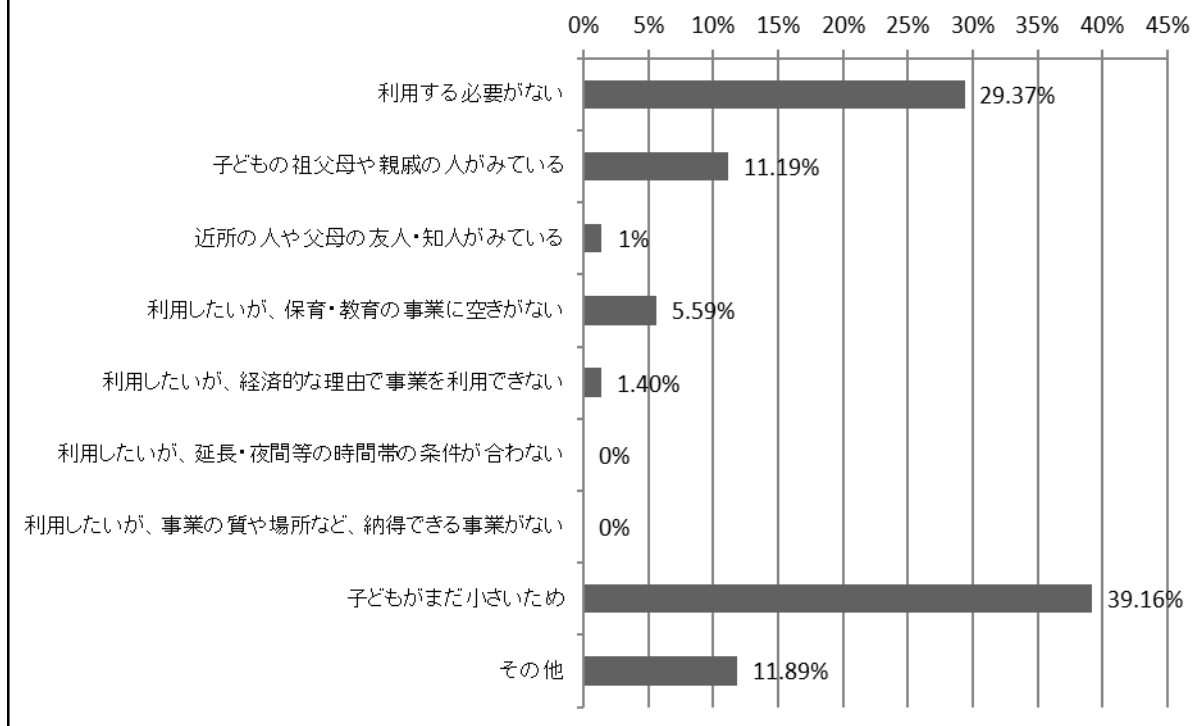
ニーズ調査より

定期的に教育・保育を利用している理由



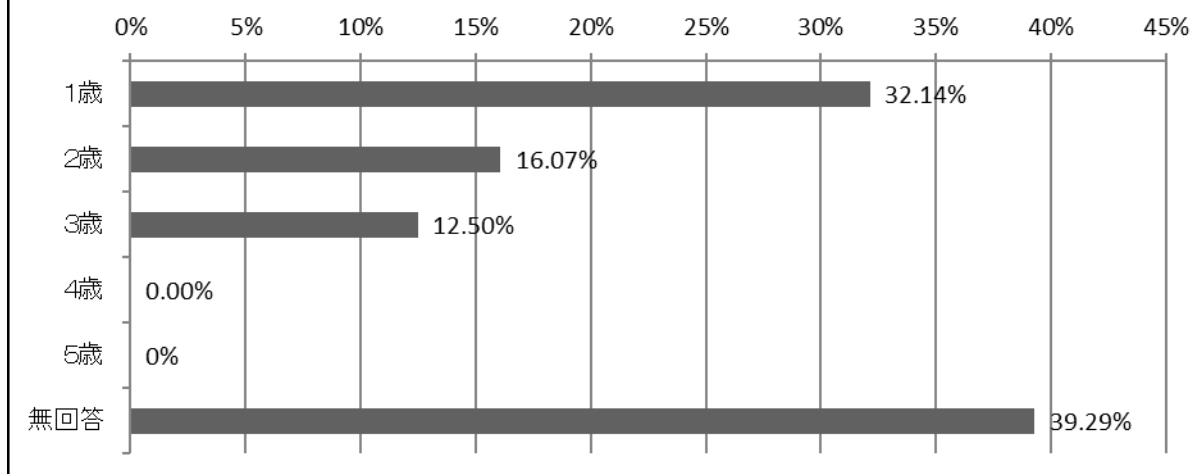
ニーズ調査より

定期的に教育・保育を利用していない理由



ニーズ調査より

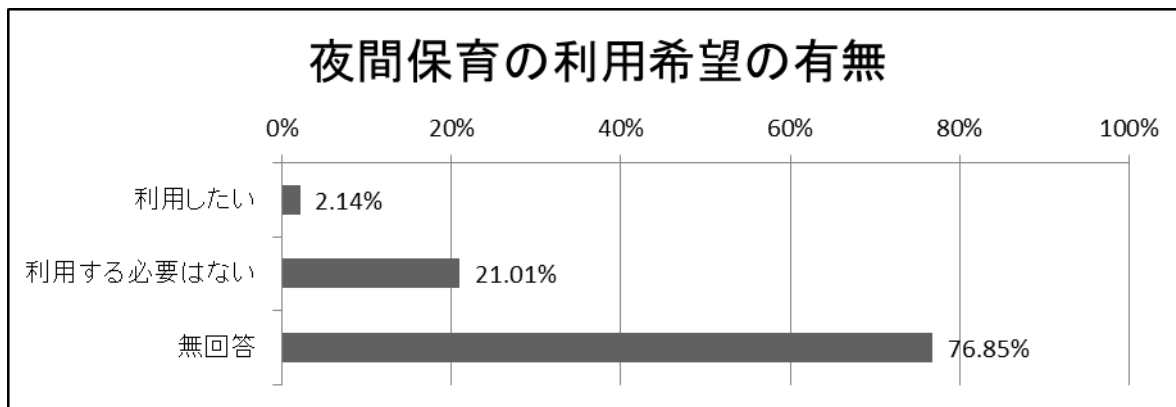
子どもがまだ小さいためと回答した人は 何歳になったら利用したいか



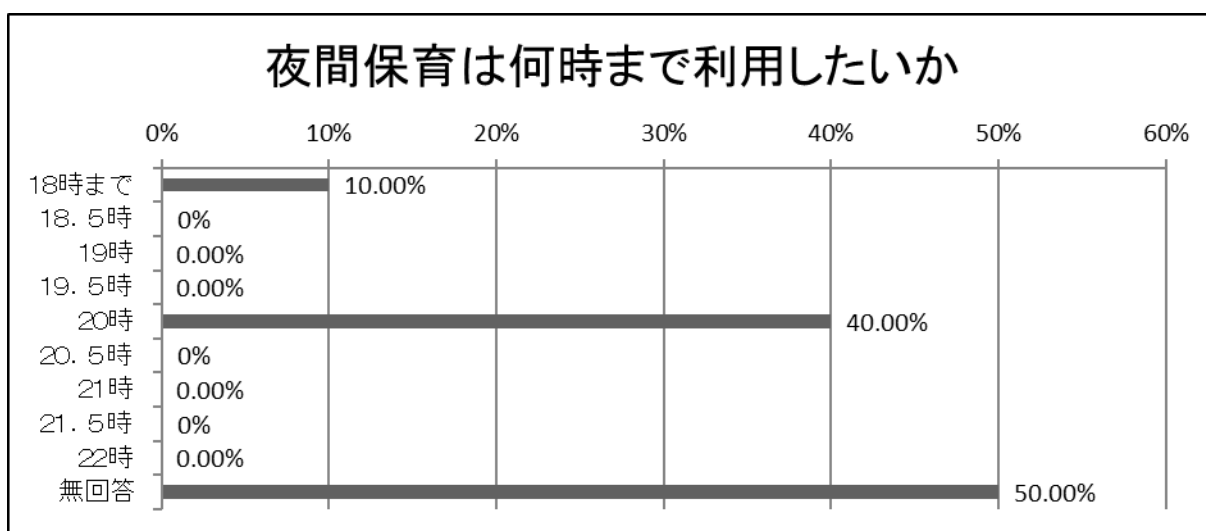
ニーズ調査より

夜間保育の希望の有無では、利用したい人が10人となっています。

このうち、20時までの保育を希望する人が4人います。



ニーズ調査より



ニーズ調査より

第1期あわら市子ども・子育て支援事業計画の評価

第1期あわら市子ども・子育て支援事業計画（平成27～31年度を計画期間）のサービス量の見込みと確保内容について評価しました。

事業名	事業内容		実施状況 (平成25年度)	実施状況 (平成26年度)	実施状況 (平成30年度)	H30目標	達成率
① 通常保育事業	保護者の労働または疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認められる場合に保護者に代わり、保育所での保育を実施します。	設置箇所	11ヶ所	11ヶ所	12ヶ所	12ヶ所	100%
		定員数	975人	988人	990人	990人	
② 延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間を超えて保育を行います。	設置箇所	11ヶ所	11ヶ所	11ヶ所	11ヶ所	100%
		定員数	150人	150人	150人	150人	
③ 一時預かり事業	就労形態の多様化または専業主婦が育児疲れや急病などに対応するため、保育所において一時的な保育を行います。	設置箇所	9ヶ所	9ヶ所	11ヶ所	11ヶ所	100%
		定員数	27人	27人	33人	33人	
④ 放課後子どもプラン推進事業	保護者が仕事等により、放課後の家庭が常時留守になっている児童について、公共施設での児童預かりを実施します。	設置箇所	8ヶ所	8ヶ所	9ヶ所	11ヶ所	82%
		定員数	200人	200人	350人	355人	99%
⑤ 病時、病後児童保育事業	疾病時や疾病回復期にある概ね10歳未満の児童で、保護者の労働その他の理由により家庭での保育に支障があるものについて、その家庭又は保育士、看護師その他の者の居宅において適当な設備を備える等により保育を行います。	設置箇所	1ヶ所	1ヶ所	3ヶ所	3ヶ所	100%
		定員数	4人	4人	6人	6人	
⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者が病気になった場合などに児童養護施設等において一時的に児童を短期間（7日間程度）預かります。	設置箇所	—	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	100%
		定員数	—	4人	4人	4人	
⑦ 地域子育て支援センター事業	子育て不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。	設置箇所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	100%
		定員数	—	7,100組	7,100組	7,100組	
⑧ すみずみ子育て支援事業	土曜・日曜日等、保護者の利便性に応じて、時間単位で一時的な保育を行います。	設置箇所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	100%
		定員数	利用延べ人数 357人	利用延べ人数 404人	利用延べ人数 415人	利用延べ人数 357人	

① 通常保育事業について

市内認定こども園は第1期計画時には11園でしたが、現在は12園となっています。市内認定こども園に待機児童はありません。

② 延長保育事業について

11カ所の保育施設で延長保育事業を実施し、計画時の目標値を上回って受け入れることができました。平成30年度の延べ利用者数は2,106人、延べ利用時間は1,304時間となっています。平均の利用時間は37分となっています。

③ 一時預かり事業について

11カ所での実施ができ、計画時の目標値以上の受入れを実現できました。

④ 放課後子どもプラン推進事業について

小学校の統廃合などの影響もあり、目標値の11カ所での実施には至らず8カ所の実施となりましたが、定員数では目標値の99%まで増やすことができました。

しかしながら、登録者数は定員を超えている状況にあり、今後は受入体制の充実と環境整備が必要です。

⑤ 病児病後児童保育事業

受入施設は当初1カ所でしたが、平成30年度には坂井市との広域協定の締結により5カ所となりました。また、令和元年度には福井市内4カ所が受入れ可能となり、受入れ施設は9カ所となり、定員数も75名と受入れ体制を拡大しました。

⑥ 子育て短期支援事業

受け入れ施設2カ所の体制を整え、計画値を達成することができました。

⑦ 地域子育て支援センター事業

新たに訪問型相談事業を開始し、センターに相談に来られない保護者のニーズに対応しました。地域子育て支援センター事業の計画値を達成することができました。

⑧ すみずみ子育て支援事業

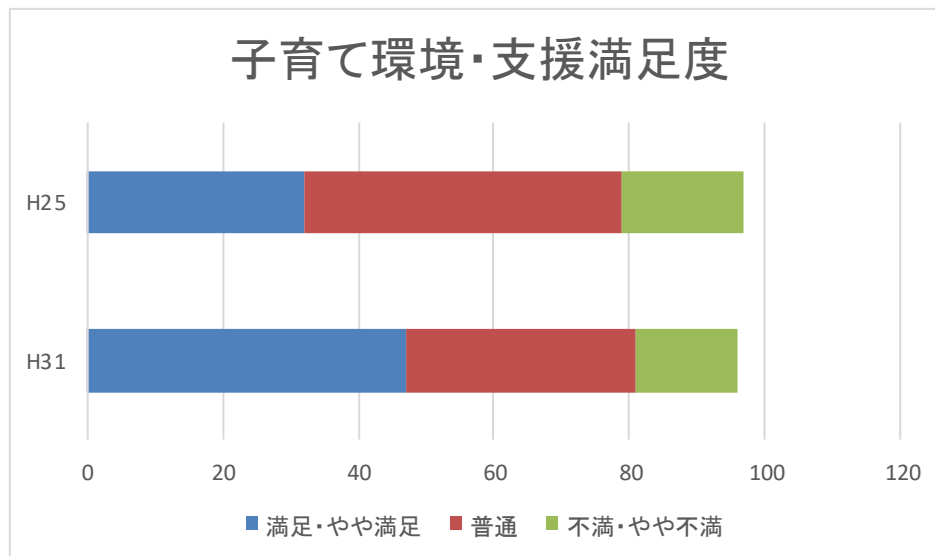
平成24年7月から、年末年始（12月29日～1月3日）を除き毎日7時30分から20時までの間、シルバー人材センターに委託し実施しています。利用者は計画値を超えてさらに増加傾向にあります。

※ 夜間保育について

私立保育所 1 園が夜間保育所として 22 時までの保育を実施していましたが、対象人数が減少傾向にあり、延長保育での対応が可能となり、平成 27 年に夜間保育所は廃止となりました。

★★★あわら市子育て環境・支援満足度

平成 31 年 2 月に実施した就学前児童をもつ全世帯を対象とするアンケート調査では、市の子育て環境・支援に対する満足度が、満足・やや満足が 47%（前回 32%）、普通 34%（前回 47%）、不満・やや不満 15%（前回 18%）という結果でした。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく計画として、国の定める基本指針に基づき、策定したものです。

この指針の中にある「子どもの育ちに関する理念」「子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義」に即し、また、第1期あわら市子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、次の基本理念を掲げます。

基 本 理 念

だれもが、住み、生み、
育てて、幸せを実感できるまち

子どもは、社会の希望であり、未来を創る存在です。子どもの健やかな育ちを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の市の担い手を育成する未来への投資であり、市全体で取り組むべき最重要の課題です。

父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有しています。家庭は教育の原点であり出発点でもあるという認識の下、社会環境や個々の家庭状況に応じてだれもが幸せを実感できることが、一人一人の子どもの幸せにつながります。

だれもが幸せを実感できるまちを目指し、子ども・子育て支援を進めます。

2 基本目標・施策の柱

本市では、子ども・子育て支援法に基づき、国の子ども・子育て支援新制度に合わせて、平成27年4月からの事業実施となる第1期子ども・子育て支援事業計画を策定し、実施してきました。

第2期計画の基本目標については、第1期計画から引き続き取り組む施策も含め、次の3項目を設定し、基本目標に基づく施策の柱を6項目設定します。

基本目標 1

子どもを安心して生み育てることができるよう、子育て環境を整備します

基本目標 2

健やかな子どもの養育を社会全体で支援できる環境づくりを推進します

基本目標 3

子どもの権利を守り、豊かな人間性が育まれるよう自立した人づくり・家庭づくりを支援します

施策の柱Ⅰ 子育て相談体制の充実

身近な地域での相談機会の確保のため、教育・保育施設、子育て世代包括支援センター、子育て支援センターにおける子育て支援体制、子ども家庭総合支援拠点としての機能充実に努めます。

子育ての楽しさや育児に関するさまざまな情報を交換し合えるような機会の充実に努めるとともに、教育分野の相談環境も整備します。

施策の柱Ⅱ 子育てしやすい地域づくり

共働き世帯が多く、働き方も多様化しているなか、切れ目のない多様な教育・保育サービスの充実と子育て世帯への経済的負担の軽減を図ります。

在宅で子育てしている家庭やひとり親家庭を含めたすべての子育て家庭への支援の充実に努めます。

核家族化に対応し、地域で安心して子育てするために、放課後の子どもの居場所づくりなどを推進します。

施策の柱Ⅲ 心身の健やかな成長を支援する体制づくり

乳幼児健康診査など妊娠中からの母子保健サービスの充実に努め、安心して子どもを生み、健康に育てられる体制を整えます。

近年、世代間で育児知識の継承が困難になるなど、家庭や地域の子育て力が低下していると言われています。家庭や地域の子育て力向上のため、親の役割や子どもの発達特性を学ぶ機会の提供に努めます。

子育てについて、家庭、地域、学校の連携協働を進め、食育など、多分野にわたる子育てに関する意識啓発を進めます。

施策の柱Ⅳ 子どもが健やかに育つ環境づくり

子どもたちが安全に暮らすことができる場を確保し、その健全な育成に資するため、関係機関や団体等との連携のもとに、地域住民が一体となって防犯体制を整備し、子どもの健全な成長のための取組みに努めます。

良好な居住環境の確保に努め、父母と祖父母世代とが協力して子育てを行う多世代育児を推進します。男女共同参画社会の推進により、男女ともに子育てに参加できる環境づくりを推進します。

施策の柱Ⅴ 支援が必要な子どもや家庭への対応強化

児童虐待が深刻な社会問題となっていることから、支援が必要な児童や保護者への対応について、関係機関の連携を強化します。

ひとり親家庭や心身に障害がある子どもや保護者、外国語を母語とする子どもやその保護者へ必要に応じた配慮をするとともに、生活困窮家庭への総合的な支援を行い、適切な自立支援を行います。

施策の柱Ⅵ 子育てと仕事の両立支援

性別に関わらず子育てと仕事を両立させ、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、男女双方の育児休業取得や多様な働き方の普及・促進を図り、働きやすい職場環境の整備促進に努めます。

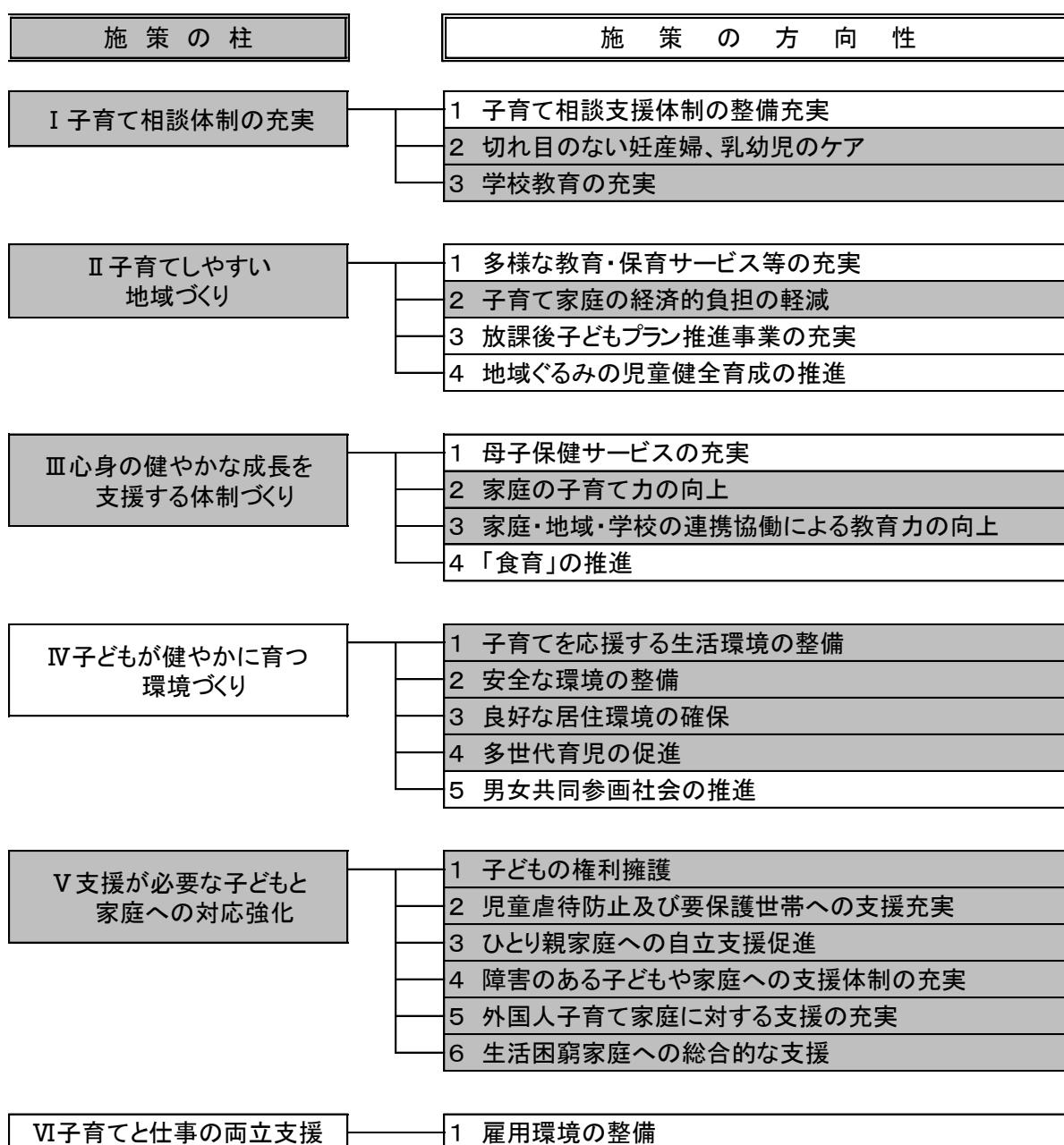
また、家庭の実情に合った子育て支援の充実を図り、子育てと仕事の両立支援のための体制の整備に努めます。

3 施策の体系・方向性

前計画からの修正箇所

◎ 基本理念 だれもが、住み、生き、育てて、幸せを実感できるまち

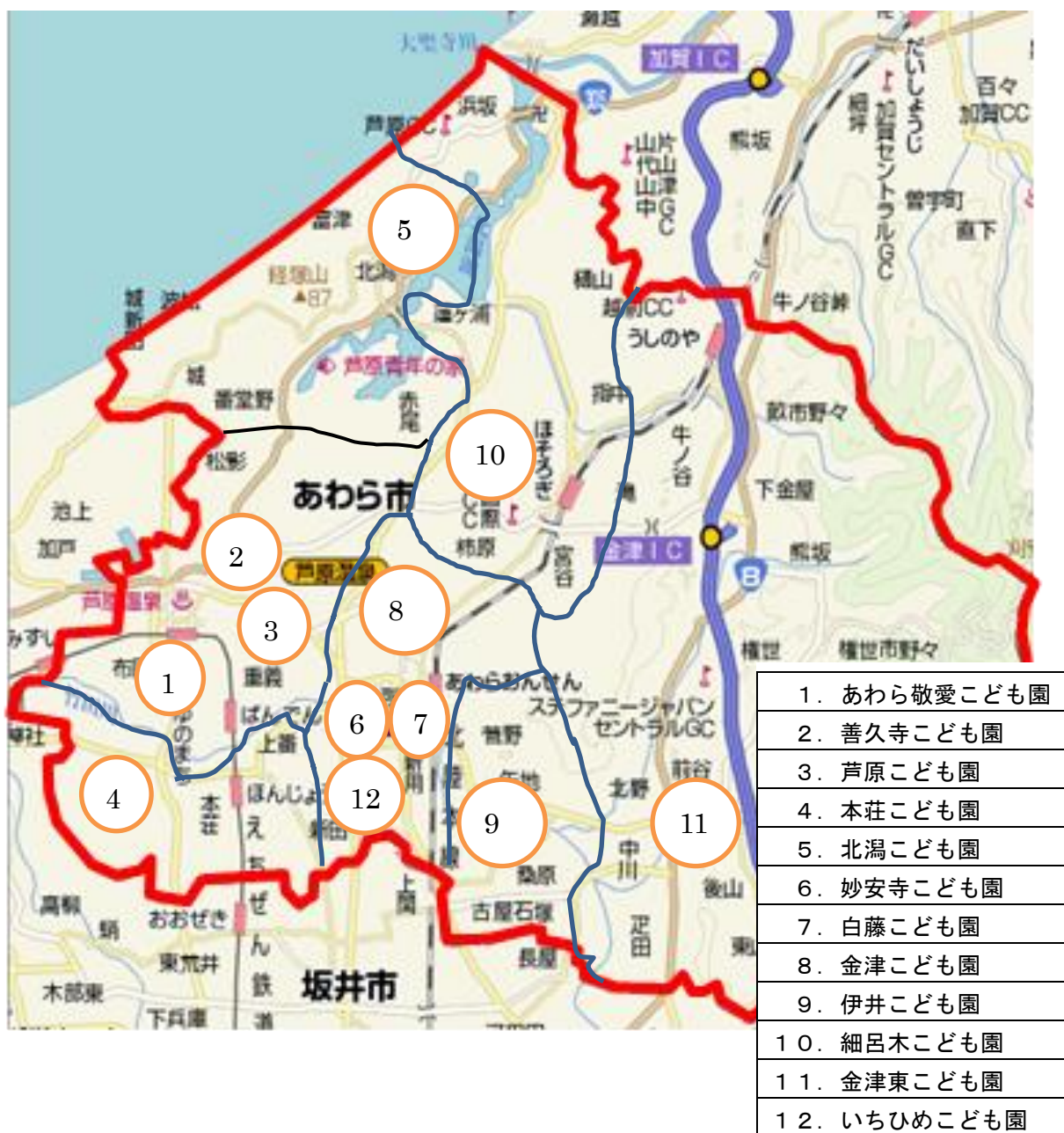
- 基本目標1 子どもを安心して生き育てることができるよう、子育て環境を整備します
- 基本目標2 健やかな子どもの養育を社会全体で支援できる環境づくりを推進します
- 基本目標3 子どもの権利を守り、豊かな人間性が育まれるよう自立した人づくり・家庭づくりを支援します



4 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域こども・子育て支援事業を提供する区域を定め、区域ごとに「量」や「確保方策」を定めることとしています。

本市では、下図のように7カ所の教育・保育提供区域を定め、区域ごとに、さらに需要分析を行っていくこととします。



第4章 子ども・子育て支援政策の展開

施策の柱Ⅰ 子育て相談体制の充実

No.	施策	取組内容	担当
1	子育て相談支援体制の整備充実	子育て世代包括支援センター「こあらっこ」の体制充実	子育て支援課
		親子で利用できる子育て支援センターの充実	
		各こども園への保育カウンセラー巡回相談実施	
		様々な機会での育児相談等相談事業の充実	
		こども園における子育て相談窓口の充実	
2	切れ目のない妊産婦、乳幼児のケア	全ての妊産婦の実態把握や支援の充実	子育て支援課
		乳児家庭全戸訪問事業	
		助産師による授乳指導等の産後ケア事業	
3	学校教育の充実	小学校・中学校のスクールソーシャルワーカーの充実	子育て支援課 教育総務課
		適応指導教室事業の充実	
		教員の加配による学校機能の充実	
		特別支援教育支援員の配置	
		学校教育ボランティアの活用	

施策の柱Ⅱ 子育てしやすい地域づくり

	施策	取組内容	担当
1	多様な教育・保育サービス等の充実	多様化する教育・保育ニーズに対応したこども園の運営	子育て支援課
		延長保育や一時預かり等の保育サービスの提供	
		保育士・保育教諭の確保	
		こども園等の施設整備	
2	子育て家庭の経済的負担の軽減	出産祝い金支給事業	子育て支援課
		子ども医療費窓口無料化事業	
		こども園等、子育て支援施設の利用者負担金の軽減	
		多子世帯や未就園家庭への支援拡大	
3	放課後子どもプラ	放課後子どもクラブ児童支援員の確保	子育て支援課

	施策	取組内容	担当
	ン推進事業の充実	放課後子どもクラブの環境整備	文化学習課
		放課後子ども教室事業の充実	
4	地域ぐるみの児童健全育成の推進	小学校での総合的な学習の時間の活用	教育総務課 文化学習課
		郷土に関する体験学習等ふるさと教育の充実	
		青少年育成団体との連携強化	

施策の柱 Ⅲ 心身の健やかな成長を支援する体制づくり

	施策	取組内容	担当
1	母子保健サービスの充実	育児相談や栄養相談の充実	子育て支援課
		妊産婦健診や乳幼児健診の実施と事後フォローの充実	
		予防接種の実施	
		不妊相談及び不妊治療費の助成	
		小児救急医療体制の充実	
2	家庭の子育て力の向上	子育て技術の伝承や教育・支援	子育て支援課 図書館
		ブックスタート事業による読み聞かせの推進	
		母親力や父親力等、親の役割を学ぶ機会の提供	
		子どもの発達の特性を学ぶ機会の提供	
3	家庭・地域・学校の連携協働による教育力の向上	PTA 活動の促進による連携協働	子育て支援課 教育総務課 文化学習課
		こども園と小学校や地域との交流活動推進	
4	「食育」の推進	地元の農漁業体験や園での収穫体験の推進	子育て支援課 健康長寿課 農林水産課 教育総務課
		子育て支援センター等での伝承料理の紹介	
		給食等での地場産物の使用推進	
		家庭での良好な食生活習慣づくりの推奨	

施策の柱 Ⅳ 子どもが健やかに育つ環境づくり

	施策	取組内容	担当
1	子育てを応援する生活環境の整備	公園等安全に遊べる環境の提供	建設課 文化学習課 スポーツ課
		自然とふれあうことのできる遊び環境の創出	

	施策	取組内容	担当
2	安全な環境の整備	地域の「見守り隊」による児童の登下校の安全確認	子育て支援課 建設課 文化学習課
		少年愛護センター等による青少年を取り巻く環境の浄化活動推進	
		キッズゾーンの設定による交通安全の確保	
3	良好な居住環境の確保	子育て世代の家庭が移住しやすい環境推進	子育て支援課 移住定住推進室
		空き家バンクなどの活用	
4	多世代育児の推進	祖父母世代との交流や育児支援の推進	子育て支援課 移住定住推進室
		三世帯同居や近居の推進	
5	男女共同参画社会の推進	市民と行政の協働による意識改革促進	男女共同参画推進室 子育て支援課
		男女ともに子育てに参加するための施設整備	

施策の柱 V 支援が必要な子どもと家庭への対策強化

	施策	取組内容	担当
1	子どもの権利擁護	子どもを権利の主体とした支援の実施	子育て支援課 教育総務課
2	児童虐待防止及び要保護世帯への支援充実	要保護児童対策地域協議会の活性化	子育て支援課 教育総務課
		要保護児童等の早期発見と的確な保護	
		虐待対応に必要な専門職の配置	
3	ひとり親家庭への自立促進支援	母子・父子自立支援員の配置	子育て支援課
		自立への足がかりとなる学習支援等援助・支援の強化	
4	障害のある子どもや家庭への支援体制の充実	こども園等における受け入れ体制の充実	福祉課 子育て支援課 教育総務課
		差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の推進	
		福祉サービス事業所との連携強化	
5	外国人子育て家庭に対する支援の充実	外国語で情報を提供できる環境の整備	国際室 子育て支援課 商工労働課 教育総務課
		外国人労働者を雇用する企業等との連携強化	
6	生活困窮家庭への総合的な支援	子どもの学力、生活向上を目指す居場所づくりや学習支援事業の実施	福祉課 子育て支援課
		家計相談や就労支援等の支援の充実	
		自立に向けた関係機関との連携強化	

施策の柱 VI 子育てと仕事の両立支援

	施策	取組内容	担当
1	雇用環境の整備	事業主行動計画の策定や就業規則等の整備促進	子育て支援課 商工労働課
		育児・介護休業法の事業主及び対象者への周知	

第5章 量の見込みと確保の内容

1 教育・保育事業の提供

平成27年度から開始された子ども・子育て支援新制度では、保護者の就労状況等からみる「保育の必要性」と「児童の年齢」に応じて子どもを「認定」しており、以下の「認定区分」に応じて利用できる施設や利用できる時間が決まっています。市では以下のように認定します。

■認定区分と提供施設

認定区分		利用できる施設	利用できる時間
1号	3-5歳、保育の必要性なし(教育を受ける)	認定こども園	6時間
2号	3-5歳、保育の必要性あり	認定こども園	8時間・11時間
3号	0-2歳、保育の必要性あり	認定こども園	

量の見込み

■教育のみ(3~5歳で、認定こども園を利用する子ども)

あわらし		令和2年度 1号	令和3年度 1号	令和4年度 1号	令和5年度 1号	令和6年度 1号
①量の見込 (必要利用定員総数)		19人	19人	19人	18人	18人
②確保の内容	20人	20人	20人	20人	20人	20人
②-①		+1人	+1人	+1人	+2人	+2人

■保育の必要性あり(0~5歳で、認定こども園を利用する子ども)

あわらし		令和2年度			令和3年度		
		2号		3号	2号		3号
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込 (必要利用定員総数)		522人	108人	318人	522人	108人	318人
②確保の内容	970人	530人	110人	330人	530人	110人	330人
②-①		+8人	+2人	+12人	+8人	+2人	+12人

あわらし		令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		2号		3号	2号		3号	2号		3号
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込 (必要利用定員総数)		522人	108人	318人	522人	108人	317人	522人	108人	317人
②確保の内容	970人	530人	110人	330人	530人	110人	330人	530人	110人	330人
②-①		+8人	+2人	+12人	+8人	+2人	+13人	+8人	+2人	+13人

2 地域子ども・子育て支援事業の提供

(1) 地域の保育事業の実施

■延長保育事業（2号、3号対象者の時間外保育事業）：

あわら市		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込	2号3号認定による利用	397人	400人	400人	400人	400人	400人
② 確保の内容			420人	420人	420人	420人	420人
②-①			+20人	+20人	+20人	+20人	+20人

◇実施方針

●全こども園で1時間の延長保育を実施できる体制を維持します。

■子育て短期支援事業：

あわら市	平成30年度 (実績)	令和元年度 (見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子育て短期支援事業							
①量の見込	0人日	0人日	3人日	3人日	3人日	3人日	3人日
②確保の内容			10人日	10人日	10人日	10人日	10人日
②-①			+7人日	+7人日	+7人日	+7人日	+7人日

◇実施方針

●随時対応できるよう最小限の受け入れ体制を確保します。

■地域子育て支援拠点事業：

あわら市	平成30年度 (実績)	令和元年度 (見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	6,837人回	6,800人回	6,800人回	6,800人回	6,800人回	6,800人回	6,800人回
① 確保の内容			7,000人回	7,000人回	7,000人回	7,000人回	7,000人回
②-①			+200人回	+200人回	+200人回	+200人回	+200人回

◇実施方針

●訪問支援事業の出前式支援を拡充し、きめ細かな支援を実施します。

■預かり保育事業(1号対象者):

あわら市		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込	預かり保育事業	47人	47人	47人	45人	45人	45人
②確保の内容			50人	50人	50人	50人	50人
②-①			+3人	+3人	+5人	+5人	+5人

◇実施方針

●子どもや保護者のニーズに合わせて実施します。

■一時預かり事業:

◎市内こども園と委託事業者で実施している一時預かり事業の合計数値。

あわら市		平成30年度(実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込		1,150人日	1,500人日	1,550人日	1,550人日	1,550人日	1,550人日
②確保の内容	一時預かり事業		1,600人日	1,600人日	1,600人日	1,600人日	1,600人日
②-①			+100人日	+50人日	+50人日	+50人日	+50人日

◇実施方針

●子どもや保護者のニーズに合わせて、すみずみ子育て支援事業により休日も対応します。

■病児・病後児保育事業

◎病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

あわら市		平成29年度(実績)	平成30年度(実績)	令和元年度(見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込		348人日	362人日	389人日	400人日	400人日	400人日	400人日	400人日
②確保の内容	病児・病後児保育事業				680人日	680人日	680人日	680人日	680人日
②-①					+280人日	+280人日	+280人日	+280人日	+280人日

◇実施方針

●市内1施設のほか、市外施設で広域体制を整え、ニーズに合わせて実施します。

(2) 放課後子どもクラブ事業の実施

■学童保育:

◎小学校低学年

あわら市		平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和元 年度 (見込)	令和2年 度	令和3年 度	令和4年 度	令和5年 度	令和6年 度
①量の見込		285 人	304 人	310 人	320 人	325 人	328 人	330 人	335 人
②確保の 内容	学童保育事業				355 人	355 人	355 人	355 人	355 人
②-①					+35 人	+30 人	+27 人	+25 人	+20 人

■学童保育:

◎小学校高学年

あわら市		平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和元 年度 (見込)	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
① 量の見込		74 人	78 人	75 人	79 人	80 人	80 人	80 人	80 人
②確保の 内容	学童保育事業				100 人	100 人	100 人	100 人	100 人
②-①					+21 人	+20 人	+20 人	+20 人	+20 人

◇実施方針

- 学校施設等を活用し、子どもや保護者のニーズに合わせて実施します。

(3) 健康にかかわる保育事業の実施

■乳児家庭全戸訪問事業:

あわら市		平成 30 年度 (実績)	令和元 年度 (見込)	令和2年 度	令和3年 度	令和4年 度	令和5年 度	令和6年 度
①量の見込		148 人	166 人	172 人	170 人	170 人	170 人	170 人
②確保の内容				200 人	200 人	200 人	200 人	200 人
②-①				+28 人	+28 人	+28 人	+28 人	+28 人

◇実施方針

- 継続して保健師や助産師、看護師による全戸訪問を実施します。

■養育支援訪問事業:

あわら市	平成30年度 (実績)	令和元年度 (見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	7人	6人	6人	6人	6人	6人	6人
②確保の内容			10人	10人	10人	10人	10人
②-①			+4人	+4人	+4人	+4人	+4人

◇実施方針

- 保健師や相談員による訪問を実施し、支援を要する児童及び世帯に対して、ニーズに合わせて対応します。

■妊婦健診:

あわら市	平成30年度 (実績)	令和元年度 (見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	2,800人回	1,949人回	1,950人回	1,950人回	1,950人回	1,950人回	1,950人回
②確保の内容			2,000人回	2,000人回	2,000人回	2,000人回	2,000人回
②-①			+50人回	+50人回	+50人回	+50人回	+50人回

◇実施方針

- 県内医療機関のほか、里帰り分娩をする際の健診にも対応した助成を継続します。